

## 令和3年度賦課金の税控除経費認容割合について

組合員の皆様が土地改良区に納入される経常賦課金及び償還特別賦課金は、確定申告の際に一部を経費として算入できることが認められております。本年度賦課金の経費認容割合は下記のとおりとなります。

本紙面をもってお知らせいたしますので、確定申告の際にご利用下さい。

記

1. 経常賦課金 全額控除経費となります。
2. 償還特別賦課金

地区名	10a当賦課額(円)	認容割合	10a当認容額(円)	償還完了予定
新田	4,200	100%	4,200	令和8年
外台	500	100%	500	令和5年
万丁目	500	100%	500	令和23年
大沢	500	100%	500	令和31年

[岩手県農業公社（農地中間管理機構）からのお知らせ]

### 農地中間管理事業による貸し借りを考えてみませんか？

岩手県では、県内の農地の貸し借りは、「農地中間管理事業」を中心に進めています。

これから農地を貸し借りしたい方だけでなく、農地法3条、基盤法等による貸し借りや、農作業受委託を行っている方なども、この機会に農地中間管理事業の活用、切替をご検討ください。

#### 【農地中間管理事業の仕組み】



#### 農地を貸す人（所有者）

- 自動更新ではありません(貸付期間満了後は、確実に利用権が戻ります)。
- 賃料(契約賃料から手数料1%を差し引いた金額)は、機構が確実に支払います。
- 一定の要件を満たせば、固定資産税が減免されます。
- 贈与税・相続税の納税猶予の特定貸付に該当します。
- 機構は、農業者年金制度の適格な経営移譲相手と位置付けられています。

#### 農地を借りる人（担い手）

- 複数の所有者から農地を借りても、賃料は機構だけに支払うので、支払い事務を軽減できます(契約賃料に手数料1%を上乗せした金額が支払額となります)。
- 地域内での調整により農地を集約化することで、作業をより効率化できます。
- 機構から農用地を借り受けた認定農業者は、スーパーL資金の貸付当初5年間は実質無利子となります。

このほか、一定の要件を満たせば、農地を改良する事業の活用や、機構集積協力金の受け取りができます。

詳しくは、農地のある市町村の農政担当課・農業委員会・岩手県農業公社（電話 019-613-2984）までお問い合わせください。